

[事案 29-82] 配当金支払請求

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明した払込保険料累計額以上の満期保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 3 月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、払込保険料累計額以上の満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、ご契約のしおりの払込保険料と解約返戻金についてのグラフを示され、途中でやめなければ払った金額の総額より高い金額が受け取れるとの説明を受けた。
- (2) 募集人の上司から、設計書を用い、満期時には積立配当金と満期保険金の合計額が確実に受け取れるとの説明があった。
- (3) 設計書には、積立配当金が増減するとの記載はあるが、「途中引き出しがない場合の金額」と書いてあるので、途中で引き出さなければ、確実に記載通りの配当金が受領できると思った。募集人からは、配当金は、印刷したものだから間違いない、さらに配当金がプラスで増えるかもしれないと言われた。
- (4) 契約後にも、募集人から、満期時には設計書に記載された以上の金額が支払われるというような話があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ご契約のしおりには、満期時に払込済保険料総額よりも多い金額が必ず受領できるとは書いていないし、設計書にも、積立配当金については変動があるという記載があり、設計書記載の金額が確実に支払われるという記載はない。
- (2) 募集人も、設計書記載の配当金は約束されたものではないという説明をしている。
- (3) 募集人の上司からも、満期時に設計書記載の金額が確実に受け取れるとの説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。